

# 児童養護施設「東京都船形学園」

## 職員心得

### [基本理念]

- 1 私たち東京都船形学園職員は、児童福祉法第一条に掲げる「児童福祉の理念」の下に、同法第41条に定める児童養護施設の設置目的に基づく児童養護及び自立支援のため、最善を尽くすものとする。
- 2 児童の人格、尊厳、生活史そして意見や要求を尊重し、子どもの権利条約及び子どもの権利ノートに則った処遇に邁進するものとする。
- 3 常に自らのサービス内容について評価し、見直し、その充実を図ることにより、職員一体となって、児童の「最善の利益」を追求するものとする。

### [心得]

- 1 私たち職員は、児童に対していかなる理由があっても、権威的にならず、絶対に暴力を行使せず、暴言を発しない。
- 2 私たち職員は、児童一人ひとりを大切にし、すべての児童が健康で安心して暮らせる学園生活を、児童とともに作りあげる。
- 3 私たち職員は、児童の個性を理解し、児童自らが選択、決定したことを尊重し、誠実に対応する。
- 4 私たち職員は、常に児童の声を良く聞き、援助を求められたときは、適切に支援する。
- 5 私たち職員は、児童が地域の中で市民として生活していくために、常に地域の理解と協力を得られるよう努める。
- 6 私たち職員は、児童のプライバシーの保護、秘密保持、私的空間・時間の確保に配慮する。
- 7 私たち職員は、援助者として必要な専門性を高めるために常に努力し、児童を深く理解し、指導するための知識・技能を身につける。